

京都地方税機構事務の処理等に関する条例

平成 21 年 12 月 28 日
京都地方税機構条例第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、京都地方税機構（以下「広域連合」という。）が行う事務の処理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平 24 条例 2 ・ 一部改正)

(事務の根拠)

第 2 条 次に掲げる事務については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）及び国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）その他法令の定めるもののほかこの条例の定めるところによる。

(1) 法に基づき京都府及び京都市を除く京都府内市町村（以下「構成団体」という。）が賦課徴収すべき法人の府民税、市町村民税及び事業税並びに特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 4 号）第 8 条の規定により法人の事業税の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている特別法人事業税に係る申告書等（構成団体に直接提出されるものを除く。）の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務

(2) 法に基づき構成団体が賦課徴収すべき自動車税並びに軽自動車税の環境性能割及び軽自動車税の種別割（法第 442 条第 5 号に規定する軽自動車又は同条第 7 号に規定する二輪の小型自動車に係るものに限る。以下同じ。）に係る申告書等の受付、税額の算定（自動車税の環境性能割、証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の種別割又は軽自動車税の環境性能割に係るものに限る。）、調査、データの作成（軽自動車税の種別割に係るものに限る。）及びこれらに関連する事務

(3) 法に基づき構成団体が賦課徴収すべき固定資産税のうち市町村が価格等を決定する償却資産に対して課する固定資産税に係る申告書等（市町村に直接提出されるものを除く。）の受付、当該償却資産に係る価格等の算定及び調査並びにこれらに関連する事務

(4) 法に基づき京都府又は京都市を除く京都府内市町村（以下「市町村」という。）が賦課した地方税に係る滞納事案及び国民健康保険法に基づき市町村が保険者として賦課した国民健康保険料に係る滞納事案のうち、構成団体が広域連合への移管手続を行った事案（以下「移管事案」という。）に係る滞納処分及びこれに関連する事務

2 移管事案に係る徴収の猶予、換価の猶予又は担保の徴取に関する事務について法第 15 条から第 16 条までの規定により地方団体の条例で定めることとされているものについては、前項の規定にかかわらず、当該移管事案に係る構成団体の条例の定めるところによる。

(平 24 条例 2 ・ 一部改正) (平 28 条例 3 ・ 一部改正) (平 29 条例 1 ・ 一部改正)
(令元条例 1 ・ 一部改正)

(徴税吏員の権限の委任等)

第3条 広域連合長は、法第1条第1項第3号に規定する徴税吏員の職務のうち、次に掲げる職務を広域連合の職員に委任するものとする。

(1) 前条第1項第1号から第3号までの事務に係る質問又は検査に関する職務

(2) 移管事案に係る滞納処分及びそのための質問、検査又は搜索その他徴収に関する職務

2 徴税吏員は、前項各号の職務を行う場合においては、徴税吏員であることを証する証票を携帯しなければならない。

3 徴税吏員の身分を示す証票は、規則で定める。

(平24条例2・一部改正) (平29条例1・一部改正) (令元条例1・一部改正)

(移管の手続)

第4条 構成団体の長は、滞納事案を広域連合に移管したときは、規則で定めるところにより、広域連合長に移管に係る通知を行うものとする。

2 広域連合長は、前項の通知を受けたときは、規則で定めるところにより、構成団体の長へその旨報告するものとする。

(事案の処理状況に係る報告等)

第5条 広域連合長は、定期的に、移管事案の処理状況について、規則で定めるところにより構成団体の長に報告を行うものとする。

2 構成団体の長は、移管事案の処理状況について必要があるときは、広域連合長に対して報告を求めることができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第3号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第1号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第2条第1号及び第2号の改正

規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和元年 10 月 1 日前に開始した事業年度（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 13 に規定する事業年度をいう。）に係る法人の事業税の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている地方法人特別税に係る申告書等（構成団体に直接提出されるものを除く。）の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務については、なお従前の例による。
- 3 令和元年 10 月 1 日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税及び令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税に係る申告書等の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務については、なお従前の例による。
- 4 令和元年 10 月 1 日前に納税義務が発生した者に課する軽自動車税に係る申告書等の受付、調査及びデータの作成並びにこれらに関連する事務については、なお従前の例による。